

新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免及び徴収猶予について

(1) 国民健康保険税の減免

① 減免措置の主な内容

令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が設定されている国民健康保険税について、感染症の影響により全部又は一部を減免する制度。【国の財政支援 10/10（災害等臨時特例補助金 6/10、特別調整交付金 4/10）】

② 対象になる世帯

- ・ 感染症により主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 全額減免
- ・ 感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯 ⇒ 一部減額

※一部減額される要件

- ア) 事業収入等が前年に比べ10分の3以上減少する見込みであること。
- イ) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- ウ) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること。

○ 減免額 ⇒ $(A \times B / C) \times D$

減免対象保険税額 (A × B / C)	合計所得金額に応じた減免割合 (D)	
A : 世帯の被保険者全員について算定した保険税額	前年の合計所得 300 万円以下	10 分の 10
	前年の合計所得 400 万円以下	10 分の 8
B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額	前年の合計所得 550 万円以下	10 分の 6
	前年の合計所得 750 万円以下	10 分の 4
C : 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	前年の合計所得 1,000 万円以下	10 分の 2

【例】夫婦二人と子(学生)二人の4人世帯で前年の所得合計が400万円。令和2年度の国民健康保険税が50万円(A)の場合

令和元年	夫 (事業収入)	妻 (給与収入)	合計
収入	500万円	120万円	620万円
所得	345万円(B)	55万円	400万円(C)

令和2年	夫	妻	合計
収入(見込み)	300万円	80万円	380万円
所得(見込み)	200万円	15万円	215万円

- ・主たる生計維持者(夫)の事業収入が前年と比べて30%以上の減少が見込まれるので、減免の対象となる。
- ・減免額の計算
 減免の対象となる保険税(A) × 主たる生計維持者の令和元年中の所得(B) ÷ 世帯の被保険者全員の令和元年中の合計所得(C) × 減免割合(D)
 ⇒ 50万円 × 345万円 ÷ 400万円 × 80% = 345,000円(減免額)

③ 減免申請の状況(7月末現在)

<申請件数> 5件 <年税額> 1,325,600円(減免前) → 346,300円(減免後)

(2) 国民健康保険の徴収猶予

① 徴収猶予の主な内容

令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に納期限が設定されている地方税で、前年同期比で概ね20%以上減少した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予を適用できる特例制度。

② 徴収猶予申請の状況(7月末現在)

<申請件数> 4件 <猶予額> 919,200円

2. 新型コロナウイルスに感染した国民健康保険加入の被用者に対する傷病手当金の支給について

対象者	: 国民健康保険加入の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む）
支給対象となる日数	: 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間
支給額	: (直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数) × 2/3 × 支給対象となる日数
適用期間	: 令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができなかった期間 (ただし、入院が継続する場合等は社会保険と同様、最長1年6月まで) ※国の財政支援の適用期間の延長に伴い、令和2年12月31日まで延長予定)
補正予算額	: 日額@5,000円×20日×5人=500,000円
国の財政支援	: 特別交付金(市町村分) (10/10)

3. 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う市民健診（集団・個別健診）の実施について

経過

- 4月上旬：『緊急事態宣言の期間において、特定健診等を行わないこと』と国より通知。
→ 市民健診等の中止について、広報4月号での折り込み、ホームページ等において市民に周知。
- 5月下旬：緊急事態宣言の解除を踏まえた特定健診等の指針が国より示される。
『地域における感染の状況等を踏まえて、特定健診等の実施時期等を関係者等と適宜相談の上で決定すること』
→ 指針を踏まえて、県が県内の特定健診等の今後の方針について県医師会に相談。
- 6月下旬：県医師会より、『感染防止対策を充分とった上で実施してよい』と、回答あり。
→ 広報7月号及びホームページにおいて市民への周知、受診券を発送。

集団健診(保健センターや各公民館等での健診) → 7月31日から完全予約制(定員制)、感染予防対策をとった上で実施
(県指針：新規感染者が1週間に20人発生したら、原則延期)

個別健診(県内指定医療機関での健診) → 7月13日から実施。